

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【公表番号】特表2019-530793(P2019-530793A)

【公表日】令和1年10月24日(2019.10.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-043

【出願番号】特願2019-537041(P2019-537041)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 K	3/013	(2018.01)
C 08 L	7/00	(2006.01)
C 08 L	45/00	(2006.01)
C 08 F	32/04	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00	
C 08 K	3/013	
C 08 L	7/00	
C 08 L	45/00	
C 08 F	32/04	
B 60 C	1/00	A

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月8日(2020.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 合成ジエンゴム及び天然ゴムからなる群から選択されるゴム成分；
 (b) 約5～250phrの量の少なくとも1つの充填剤；及び
 (c) (i) 約80～約130の軟化点；(ii) 約500g/mol～約775g/molの範囲の数平均分子量(M_n)；(iii) 約38～約81のガラス転移温度(T_g)を有するテルペン系樹脂であって、(iv) 该樹脂がリモネンを実質的に含まない、テルペン系樹脂

を含むタイヤトレッド組成物。

【請求項2】

前記テルペン系樹脂が、-ピネンホモポリマーである、請求項1に記載のタイヤトレッド組成物。

【請求項3】

前記テルペン系樹脂が、該テルペン系樹脂の総重量に基づいて少なくとも99重量%の-ピネンを含む、請求項2に記載のタイヤトレッド組成物。

【請求項4】

前記テルペン系樹脂が、-ピネンと-ピネンとの混合物であり、ここで-ピネンが、前記テルペン系樹脂の総重量に基づいて少なくとも80重量%の量で存在する、請求項1に記載のタイヤトレッド組成物。

【請求項5】

前記テルペン系樹脂が、65:35~85:15の範囲の比で存在する-ピネンと-ピネンとの混合物である、請求項1に記載のタイヤトレッド組成物。

【請求項6】

前記テルペン系樹脂が、約500g/mol~約775g/molの範囲の数平均分子量(M_n)を有する、請求項1に記載のタイヤトレッド組成物。

【請求項7】

前記テルペン系樹脂が、約1300g/mol~約1600g/molの範囲のz平均分子量(M_z)を有する、請求項1に記載のタイヤトレッド組成物。

【請求項8】

前記テルペン系樹脂が、約60~約150の軟化点、約800g/mol~約1100g/mol、約500g/mol~約775g/molの重量平均分子量、約1300g/mol~約1600g/molのz平均分子量、及び約38~約81のガラス転移温度(T_g)を有する、請求項1に記載のタイヤトレッド組成物。

【請求項9】

前記テルペン系樹脂が約1~約50phrの範囲で存在する、請求項1に記載のタイヤトレッド組成物。

【請求項10】

成分c)がオレフィン性不飽和非酸性テルペン化合物である、請求項1記載のタイヤトレッド組成物。